



平成23年8月24日
内閣府（防災担当）

「平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成23年7月24日から8月1日にかけての豪雨により、新潟県や福島県を始め全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を「激甚災害」（全国を対象とする本激）として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令を、8月19日の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 激甚災害（本激）の指定

「本激」は、全国規模の激甚な災害を対象とするもので、本豪雨による全ての被災地を対象区域として、都道府県事業と市町村事業について公共土木施設や農地等の災害復旧事業への国庫補助のかさ上げ措置が講じられます。

1 公共土木施設等の災害復旧事業

全国の復旧事業費の査定見込額 741億円 > 601億円以上 [本激B基準の前段]

※ 新潟県の査定見込額 555億円 > 531億円(同県の標準税収入(2,125億円)の25%)

[本激B基準の後段①]

<指定基準>

(1)本激A基準 全国の査定見込総額1,503億円以上(全国の都道府県と市町村の標準税収入の合計×0.5%)

(2)本激B基準 全国の査定見込総額601億円以上(全国の都道府県と市町村の標準税収入の合計×0.2%)

かつ

①ある都道府県が負担する復旧事業費の査定見込額が、当該都道府県の標準税収入の25%を超える

又は、

②ある都道府県内の市町村が負担する復旧事業費の査定見込額合計が、当該都道府県内の市町村の標準税収入合計額の5%を超える

2 農地等の災害復旧事業費

全国の復旧事業費の査定見込額 114億円 > 44億円以上 [本激B基準の前段]

※ 新潟県の査定見込額 91.2億円 > 40.3億円(同県の農業所得推定額(1,008億円)の4%)

[本激B基準の後段①]

※ 新潟県の査定見込額 91.2億円 > 10億円 [本激B基準の後段②]

※ 福島県の査定見込額 21.7億円 > 10億円 [本激B基準の後段②]

<指定基準>

(1)本激A基準 全国の査定見込総額148億円以上(全国農業所得推定額×0.5%)

(2)本激B基準 全国の査定見込総額44億円以上(全国農業所得推定額×0.15%)

かつ、

①ある都道府県内の復旧事業費の査定見込額が、当該都道府県の農業所得推定額の4%を超える

又は、

②ある都道府県内の復旧事業費の査定見込額が10億円を超える

II 適用すべき措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行います（公共土木施設の過去5ヶ年間の補助率かさ上げ実績 69%→82%）。

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行います（農地の過去5ヶ年間の補助率かさ上げ実績 83%→92%）。

(3) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設（公民館、体育館等）に係る災害復旧事業費について、その3分の2を補助します。

(4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）

市町村が行う感染症予防事業（消毒等）に要する費用の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担します。（都道府県 1/3 国 2/3）

- (5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業について、負担法、暫定法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

Ⅲ 日程

- ・ 8月19日（金） 閣 議
- ・ 8月24日（水） 公 布

政令第二百六十三号

平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害	法第三条から第五条まで、第十六条、第十九条及び第二十四条に規定する措置

附 則

この政令は、公布の日から施行する。